

令和8年度実践能力習得訓練コース訓練設定支援業務委託に係る 企画提案競技実施要項

令和8年度実践能力習得訓練コース訓練設定支援業務委託に係る企画提案競技の実施については、この要項に定めるとおりとする。なお、本事業は、「国との令和8年度契約の締結」及び「令和8年度埼玉県予算の成立」を前提に実施するものである。

1 委託する業務の内容

委託する業務の内容は、別添「令和8年度実践能力習得訓練コース訓練設定支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

2 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

3 委託料

4,316,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

4 参加資格

次の（1）から（6）までのいずれかに該当する者は、本企画提案競技に参加することができない。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- （2）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- （3）埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けている者
- （4）埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく指名除外措置を受けている者
- （5）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- （6）その他、委託先として明らかに適性を欠くと県が判断する者

5 スケジュール

令和8年3月 3日（火）午後5時	企画提案競技参加希望書の提出期限
令和8年3月 5日（木）正午	質問事項の受付締切
令和8年3月 6日（金）午後5時	質問事項の回答
令和8年3月10日（火）午後5時	企画提案書等の提出期限
令和8年3月下旬	委託先選定委員会の開催

6 質問事項の受付

この要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

様式1「令和8年度実践能力習得訓練コース訓練設定支援業務委託に係る企画提案競技実施要項の内容等に関する質問書」に記入の上、電子メールで提出すること。

電子メール：a4590-04@pref.saitama.lg.jp

※ 送付先：埼玉県産業労働部産業人材育成課 委託訓練・連携推進担当

※ 送信した際は、送信した旨を電話連絡すること（048-830-4607）。

(2) 回答方法

質問に対する回答は質問を行った法人名等を伏せた上で、質問者のほか「7 企画提案競技参加希望書の提出」に定める企画提案競技参加希望書提出者すべてに電子メールで回答する。

なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

(3) 受付期限等

受付期限：令和8年3月5日（木）正午まで

回答日時：令和8年3月6日（金）午後5時

7 企画提案競技参加希望書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、あらかじめ様式2「令和8年度実践能力習得訓練コース訓練設定支援業務委託に係る企画提案競技参加希望書」を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールとする。

(2) 提出先

電子メール：a4590-04@pref.saitama.lg.jp

※ 提出先：埼玉県産業労働部産業人材育成課 委託訓練・連携推進担当

※ 送信した際は、送信した旨を電話連絡すること（048-830-4607）。

(3) 提出期限

令和8年3月3日（火）午後5時必着

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類をPDFファイルで提出すること。

ア 企画提案書

仕様書に基づき作成する。

企画提案書の体裁は自由とするが、A4判横として提出すること。

イ 委託料の経費内訳

(ア) 「3 委託料」に掲げる上限金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の範囲内で作成し、経費内訳表を作成すること。

(イ) 経費内訳表の作成にあたっては、人件費、交通費、報償費、通信費、消耗品費、会場使用料、その他一般経費等の経費区分がわかるものとし、その性質上「一式」以外で計上できないものを除き、全て単価を計上すること。

ウ 法人・団体の概要が分かるもの（設立趣旨、事業内容のパンフレット等）、

エ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書（提案日前3か月以内に発行されたもの）又はこれに準ずる書類

オ 決算関係書類（過去1か年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類）

カ 国及び地方公共団体において同種・同規模程度の業務を受託したことがある場合、そのことが確認できる書面（過去2年分）

キ 実践能力習得訓練コース訓練設定支援業務に配置予定スタッフの名簿及び障害者雇用・就労支援に係る業務経験等の履歴（様式任意）

ク 誓約書（様式3）

(2) 企画提案書等の提出方法及び提出期限等

ア 提出方法

企画提案競技参加希望書の到達確認後、当課から電子メールで送信する。

「SECURE DELIVER【引取り便】」（ファイル送受信システム）に記載のURLに企画提案書等のPDFファイルをアップロードすること。

なお、「SECURE DELIVER【引取り便】」に企画提案書等をアップロード後、その旨を当課担当宛てに電話連絡すること。

※連絡先

埼玉県産業労働部産業人材育成課 委託訓練・連携推進担当

電話番号：048-830-4607（直通）

イ 提出期限

令和8年3月10日（火）午後5時必着

ウ その他

(ア) 企画提案書等の提出については、1者につき1提案に限る。

(イ) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。

(ウ) 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77条）に基づき、公文書開示請求

がなされた場合はこの限りでない。

(エ) 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

(3) 企画提案書の記載事項（企画提案の内容）

仕様書に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案を行うこと。

ア 基本方針

仕様書に示す本業務の目的を達成するための運営管理等の基本的な考えを、簡潔かつ具体的に記述すること。

イ 目標値

仕様書に記載した数値を参考にして、定めた業務の目標値を定めること。

ウ 実施体制

各業務の目標を達成するために必要な専任者の人数及び各業務を連携して実施するために必要な体制等。

エ 業務の具体的な概要

(ア) 業務の実施内容・方法、特に重要と考えるポイント

(イ) 障害者職業訓練コーディネーターの配置方法及び資質の確保方法

(ウ) 障害者雇用経験の乏しい企業等を訓練実施に結び付ける具体的方法

(エ) 県等関係機関との協力・支援体制の構築方法

(オ) その他、目標を達成するための具体的取組の内容及び年間スケジュール

9 委託先候補者の選定

委託先候補者の選定に当たっては、「埼玉県実践能力習得訓練コース訓練設定支援業務委託に係る委託先選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が提案内容を総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の団体を委託先候補者として選定する。

10 選定委員会の開催

(1) 日程等

令和8年3月下旬

詳細については、当課から電子メール及び電話で連絡する。

(2) 内容

「8 企画提案書等の提出（1）提出書類」で示した書類に基づく企画提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答。

(3) プレゼンテーション時間等

1者当たり15分以内（プレゼンテーション10分・質疑応答5分）とする。

(4) 審査項目

審査項目はおおむね次のとおりとする。

ア 基本方針（目標値）

- ・ 目標値は適切か
- ・ 目標に向けた基本方針は適切か

イ 実施体制

- ・ 各業務の運営・管理体制や危機管理対応は的確か
- ・ 各業務を連携して実施できる体制となっているか

ウ 実施方法

- ・ 企業等への個別訪問等の支援方法は適切かつ効果的であるか
- ・ 就労支援機関等の活用方法は適切か
- ・ 訪問企業等の見込み数
- ・ 提案内容の実現可能性
- ・ 全体計画、各業務のスケジュールは妥当か

エ 事業実績

- ・ 本業務に必要な経営基盤や人的資源等があるか
- ・ 障害者就労支援実績があり高い実績を上げたか

オ 見積額

- ・ 事業内容に対して見積額が適正か

(5) 選定結果

文書で通知する。(令和8年3月下旬予定)

11 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加えるなど委託先候補者と県の間で協議の上、業務委託契約書を締結する。
- (2) 委託先候補者と協議が整わない場合や契約締結までの間に委託候補先に事故のある場合等、委託先候補者としての資格要件を失ったときは、委託先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、選定委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに委託先候補者として協議を行う。
- (3) 企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになったときは、県は企画提案競技の決定を取り消す。
- (4) 令和8年度歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該事業費に係る減額があったときは、当該企画提案競技は無効とする。
なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。
- (5) 協議が整った場合は委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

12 企画提案者等の情報公開

委託先候補者選定結果として、契約の相手方となる提案者の名称、審査結果概要等の情報を公表する場合がある。また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる提案者の企画提案書等の書類の情報公開を行う場合がある。